

県民の日記念行事小瀬会場への出展について

1 出展者

- (1) 県民の日記念行事実行委員会の委員またはその構成団体
- (2) 山梨県、山梨県議会、山梨県教育委員会、山梨県警察本部、山梨県各委員会から推薦を受けた団体
- (3) 主催者が適当と認めた者または団体

2 出展基準

県民の日記念行事にふさわしい出展であること。

(1) 次の3つの目的のいずれかにつながるもので、個人、企業又は専ら営利を目的とするものでないこと。

- ① 郷土について理解と関心を深めること。
- ② 郷土愛を育むこと。
- ③ 豊かな郷土を築くこと。

(2) 出展等の内容が、法令及び公序良俗に反するもの又はその恐れのあるものでないこと。

(3) 出展者は、山梨県暴力団排除条例を順守すること。

- ① 出展者は、「誓約書」(様式2)及び「役員名簿」(様式3)を県民の日記念行事実行委員会(以下「実行委員会」という。)に提出すること。(国及び地方公共団体、公益法人、社団法人、財団法人を除く)
- ② 出展とりまとめ団体(以下「とりまとめ団体」という。)の構成団体または構成者については、とりまとめ団体が誓約書を提出させ、とりまとめ団体の責任において山梨県警察本部に照会を行うこと。

3 留意事項

(1) 出展にあたり適用される法令等を遵守し、実行委員会の指示に従うこと。

- ① 適用法令(消防法、食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法、薬事法、酒税法など)を遵守してください。
- ② 小瀬スポーツ公園の利用基準を遵守し、他の公園利用者の安全に配慮してください。

(2) 自らが管理する出展テントや展示スペース等の防火安全対策を行うこと。

- ① 火災予防条例における対象火気器具(以下「火気器具」という。)を使用する出展者は、出展場所に消火器(家庭用を除く)を必ず設置してください。
- ② 火気器具を使用する場合は、隣接する出展テントや施設へ配慮してください。

「対象火気器具」とは

用途や熱源(電気、ガス、石油、木炭など)の種類に限らず、使用に際して火炎や発熱が生じる器具(外見上、火が見えない物も含む)は、「対象火気器具」となります。(甲府地区広域行政事務組合火災予防条例)

(3) 自らが管理する出展テントや展示スペース等における衛生管理を行うこと。

- ① 乳幼児や不特定多数の者が触れる展示物は、定期的に消毒等を行い、衛生管理に配

慮してください。

- ② 飲食物を提供及び販売する場合は、「甲府市イベント等における食品取扱いの指導方針」に規定する指導事項等を遵守してください。

(4) 出展に係る車両及び関係者車両の管理については、実行委員会の指示に従い他の公園利用者の安全に配慮すること。

- ① 搬入出のための車両は、事前に申請し、許可を得た車両のみです。
- ② 出展者は、来場者の駐車台数を確保するため、乗り合わせ等により駐車台数の削減を行い、指定された場所へ駐車してください。

(5) 出展の際に発生したごみは、出展者が責任をもって持ち帰ること。

4 出展承認

実行委員会は、2の出展基準に基づき、総合的に出展計画の審査を行い、出展の承認を行い別途通知します。

5 出展計画の変更

4の承認を受けた出展計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに実行委員会に変更計画を提出してください。

6 出展の取消

実行委員会は、4又は5の後の内容において、出展基準に適さないと判明した場合は、出展の承認を取り消すことがあります。

承認を取り消した場合において、実行委員会は一切の損失補償を行いません。

7 出展に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 小瀬スポーツ公園

販売、展示、集会、チラシ等の配布、火気使用等の制限行為を行う者は、制限行為の許可が必要となるため「小瀬スポーツ公園制限行為の内容」(様式7)を提出してください。実行委員会がまとめて提出します。

(2) 消防署

火気器具を使用する者は、「出展テント内の平面図」(様式6)に全ての火気器具と消火器の配置を記載するとともに、「出展テントでの対象火気器具等一覧表」(様式8)を提出してください。実行委員会がまとめて提出します。

(3) 保健所

食品の提供等を行おうとする者は、「提供食品の概要」(様式9)を提出してください。実行委員会がまとめて提出します。

8 その他

詳細は、出展者団体担当者会議で説明しますので、必ず出席してください。